

## 聖隷クリストファー大学 生成 AI 利用指針（学生用）

ChatGPT に代表される生成 AI は、新しいアイデア出しや幅広い分野で業務効率化などに役立つ反面、生成 AI が出力した内容には虚偽が含まれる場合や、他者の権利を侵害してしまう可能性があるなど、教育活動における活用可能性やリスクなど正負両面の影響も指摘されています。学生の皆さんは、当指針の内容をよく確認し、注意点を正しく理解して活用してください。

今後、生成 AI 関連技術の進化、法整備の状況等が変化することが想定されます。これらの動向を踏まえ、適宜見直しをします。

### 1. 生成 AI の利活用について

#### (1) 生成 AI 利活用のあり方

- ① 生成 AI は使い方によっては、人間の能力を補助・拡張し、可能性を広げる有用な道具となりますが、その出力はあくまでも参考の一つであり、最適解とは限りません。最終的には人間が判断し、その結果に責任を持つことを基本姿勢としてください
- ② 生成 AI の出力には誤りや偏りが含まれるリスクを認識し、批判的な視点を持ってください
- ③ 問いの立て方（プロンプト）は、出力の質を大きく左右します。具体的かつ明確な問いを立てるために、自身の学びに基づく知識、問題意識、多様な視点、教養を大切にしてください
- ④ 情報倫理および大学が定める利用指針を遵守してください
- ⑤ 「データサイエンス入門」などの授業や学修活動を通じて、生成 AI の原理についての理解、質問や作業指示の工夫、技術的限界の体験等により、生成 AI の適切な使い方を理解できるよう努めてください。

#### (2) 具体的な利活用例

ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等、主体的な学びの補助・支援などに有効な事例があります。

- ① レポート・論文作成の効率化
  - (ア) 文章の構成や論旨展開の提案
  - (イ) 参考文献リストの作成
  - (ウ) 表現の改善や推敲
- ② プレゼンテーション資料作成の支援
  - (ア) スライド構成の提案
  - (イ) 発表練習において想定される質問集の作成
- ③ 外国語学習の促進
  - (ア) 会話練習
  - (イ) 文法や表現のチェック
  - (ウ) 単語や例文リストの作成
- ④ プログラミング学習のサポート

- (ア) コード生成やデバッグの補助
- (イ) プログラムの解説
- ⑤ 研究活動の高度化
  - (ア) 大量の論文やデータの分析
  - (イ) 研究の新たな方向性の探索

### (3) 生成 AI のリスクを低減する使い方

- ① 自身が指定、アップロードした PDF やドキュメントファイルなどに対して、質問や検索、要約などの出力を生成する仕組み※を用いた生成 AI サービスもあります。生成 AI が抱える、誤りや偏りを含む出力リスクを軽減できるものであり、学生の皆さんにとっては「ノート持ち込み可の試験」に似た仕組みです。

参考文献を自動的に検索し、論文に引用する、必要な情報をデータベースから抽出し、レポートにまとめる、統計データや事例などをデータベースから検索し、出典を記載した資料を作成するなどの活用が想定されます。

※RAG 検索拡張生成 (RAG; Retrieval Augmented Generation) 特定のデータベースを検索し、その結果も考慮して出力する仕組み

### (4) 利活用に適さない例

反対に、最新かつ正確な情報を得たい情報検索の場面では不向きな面があります。生成 AI が学習するインターネット上の情報は玉石混交で、虚偽の情報が数多く流通しています。生成 AI が出力する情報には虚偽や、全く根拠のない情報も出力され、質問のたびに出力内容が変化します。一次情報を確認する調べ方やファクトチェックの重要性を理解できるよう努めてください。

## 2. 生成 AI と学修及び研究活動との関係性、成績評価

生成 AI の出力をそのまま用いて (コピー & 貼り付けで) レポートや論文を作成することは、自身の学びを深めることにつながりません。また、生成 AI の出力に著作物の内容がそのまま含まれている場合、これに気付かずに当該出力をレポートや論文に用いると、意図せずとも剽窃に当たる可能性があります。

レポートの一部に生成 AI を利活用しようとする場合には、科目担当の先生に相談し、認められる場合には利活用した生成 AI の種類、引用箇所等を明記してください。

(例: 【生成 AI 名】により作成」と資料中に明記し、質問と回答 (生成) 内容を記録しておく)

学術雑誌等、論文提出において論文の一部に生成 AI を利活用しようとする場合には、提出先の論文掲載ポリシーを確認してください。利用を禁止している場合や、利活用した生成 AI の種類、引用箇所等の明記を必要としている場合があります。

## 3. 生成 AI の技術的限界に関する注意点

大規模言語モデルを活用した生成 AI は、基本的に、ある語句の次に用いられる可能性が確率的に

最も高い語句を出力することで、文章を作成していくものであり、AI により生成された内容に虚偽が含まれている又はバイアスがかかっている可能性があることに注意してください。

インターネット検索等と同様に、出力された内容の事実確認をしてください。チャットでの回答に引用元 URL が表示されるツールを使用することも、根拠情報確認のために有効です。

#### 4. 機密情報や個人情報の流出・漏洩等の可能性

生成 AI への入力を通じ、機密情報や個人情報等が意図せず流出・漏洩する可能性等があるため、機密情報（関係者だけが知りうる情報）や個人情報の入力は禁止です。学生の皆さんは特に、実習先の情報（施設名や実習指導者名など）、対象者に関する情報、友人・知人のプライバシーに関わる個人情報などを生成 AI へ入力、送信しないよう注意してください。

生成 AI の種類によっては、入力の内容を生成 AI の学習に使用させない（オプトアウト）設定がありますが、これを行なった場合であっても、直前の質問内容をもとに回答が生成されるなど、システム側に情報が保持されることが考えられます。

生成 AI の利用に限らず、外部に非公開の機密情報や個人情報は、Web サービス等を通じて学外に送信しないことが情報セキュリティの基本です。

#### 5. 著作権に関する留意点

生成 AI の成果物の利用にあたっては、既存の著作物に係る権利を侵害しないよう注意してください。他人の著作物の利用について、著作権法に定める権利（複製権や公衆送信権等）の対象となる利用（複製やアップロード）を行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要です。

生成 AI による生成物が、既存の著作物と同一・類似している場合は、当該生成物を利用（複製や配信等）する行為が著作権侵害に該当する可能性があります。著作権、商標権・意匠権などの権利侵害がないことを検証する適切な手段（体制）が現時点で確保できないため、生成 AI を利用した成果物の公開範囲は、学内資料の作成、授業の範囲等※に限定をします。

※「授業の範囲」について

学校その他の教育機関での授業においては、著作権法第 35 条により許諾なく著作物を複製や公衆送信することができるため、学生や教職員が AI を利用して生成したものが、既存の著作物と同一又は類似のものだったとしても、授業の範囲内で利用することは可能となります。

#### 6. 参考にする資料

(1)大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて：文部科学省：(2023 年 7 月 27 日)

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/2023/mext\\_01260.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2023/mext_01260.html)

(2)生成 AI の利用ガイドライン 資料室：ディープラーニング協会：

<https://www.jdla.org/document/>

(3)AI と著作権について：文化庁：

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html>

(4)人間中心の AI 社会原則：内閣府統合イノベーション戦略推進会議：(2019年3月29日)  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ningen/ningen.html>

## 7. 改廃について

この指針の改廃は、情報化推進委員会にて意見を確認し、教授会の議を経て、部長会が行う。

附則 この指針は、2023年10月19日から施行する。

附則 2025年4月1日 一部改定（活用面の見直し）